

岐阜県家畜疾病経営維持資金利子補給事業実施要領

平成29年3月27日農経第1605号
最終改正 令和8年10月1日農経第711号

第1 目的

この要領は、高病原性鳥インフルエンザ等広範囲に影響を与える家畜伝染病の発生に伴う家畜の処分、移動制限等のまん延防止措置により、経済的に深刻な影響を受けた畜産業者に対し融資機関が貸し付ける岐阜県家畜疾病経営維持資金について、県が予算の範囲内において必要な利子補給を行う措置を講ずることにより、当該畜産業者の経営再建に資することを目的とする。

第2 資金の設置

この要領は、岐阜県農業企業化資金助成規則運営要綱（平成14年9月17日付け農産第860号。以下「運営要綱」という。）第3の6において設置する。

第3 利子補給対象資金

この要領の対象となる岐阜県家畜疾病経営維持資金については、畜産特別支援資金金融通事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農畜機第4699号。以下「機構要綱」という。）第1の2の別添2の第2及び家畜疾病経営維持資金金融通事業実施要領（平成25年2月27日付け24年発中畜第949号－2。以下「中畜要領」という。）第1に定める経営継続資金、経営再開資金及び経営維持資金とする。

第4 利子補給率

機構要綱別添2の第3の2の（1）の力の（エ）の基準金利から、機構要綱別添2の第1の事業実施主体が行う利子補給の率を差引いた率以内とする。ただし、融資機関が畜産業者に貸し付ける利率が0%となるまでの幅とする。

第5 利子補給金の額

- 1 毎年1月1日から6月30日まで及び7月1日から12月31日までの各期間において、算出した融資平均残高（各期間中の毎日の最高残高（延滞額を除く。）の総和をその期間中の日数で除して得た金額とする。）に対し、それぞれ当該利子補給率の割合で計算した金額の合計額とする。
- 2 1に規定する利子補給金の計算に当たって利子補給率に年率を用いる場合、融資平均残高は計算期間中の毎日の最高残高の合計額の総和（積数という。）を年間の日数で除して得た額（積数／365）とする。

第6 利子補給承諾

- 1 融資機関は、資金を貸付実行したときは、岐阜県家畜疾病経営維持資金利子補給承認申請書（第1号様式）を作成し、これに経営資金貸付実行報告書（中畜要領様式第4号）の写しを添付して、貸付実行月の翌月25日までに知事に提出するものとする。
- 2 知事は、1により提出された書類について、内容を審査のうえ適当であると認めたときは、岐阜県家畜疾病経営維持資金利子補給承諾書（第2号様式）を融資機関へ交付するものとする。

第7 利子補給承諾の変更

- 1 第6の2による利子補給承諾書の交付を受けた融資機関は、次に掲げる異動があった場合には、速やかに岐阜県家畜疾病経営維持資金利子補給承諾変更等申請書（第3号様式）を作成し、知事に提出することとする。
 - （1）資金の借入者が繰上償還した場合
 - （2）資金の借入者が経営を中止した場合
 - （3）中畜要領第2の9の規定により経営維持計画の承認が取消しとなった場合
 - （4）その他重要な異動があった場合
- 2 知事は、1により提出された書類について、内容を審査のうえ変更することが適当であると認められる場合は、岐阜県家畜疾病経営維持資金利子補給承諾変更等承認書（第4号様式）を融資機関へ交付するものとする。

第8 利子補給金の交付申請

融資機関は、第5に定める期間の経過後速やかに、岐阜県家畜疾病経営維持資金利子補給金交付申請書（第5号様式）に、岐阜県家畜疾病経営維持資金利子補給金明細書（第6号様式）を添付して知事に提出するものとする。

第9 利子補給金の交付決定等

- 1 知事は、第8による交付申請書の提出があった場合は、利子補給金の額を決定し、融資機関に通知する。
- 2 融資機関は、1により通知を受けた場合には、速やかに、岐阜県家畜疾病経営維持資金利子補給金交付請求書（第7号様式）に、岐阜県家畜疾病経営維持資金利子補給金明細書（第6号様式）を添付して知事に提出するものとする。

第10 利子補給金の支払

知事は、第9の2による岐阜県家畜疾病経営維持資金利子補給金交付請求書の提出があったときは、これを受理した日から30日以内に利子補給金を交付するものとする。

第11 利子補給の停止

知事は、中畜要領第2の9の規定により経営維持計画の承認が取消しとなった場合、又は資金の借入者が経営を中止した場合には、これ以降、融資機関に対し、当該借入者への貸付けに係る利子補給を行わないものとする。

第12 その他

その他必要な事項については、機構要綱及び中畜要領のほか、岐阜県家畜疾病経営維持資金融通事業実施要領（平成16年4月16日付け畜第267号。以下「県要領」という。）、岐阜県農業企業化資金助成規則（昭和36年岐阜県規則第145号）及び運営要綱に定めるところによる。

附則

この要領は平成29年4月1日から施行し、同日以降に県要領第4の3に規定する経営維持計画の承認を受けたものについて適用するものとする。

附則

この要領の改正は、平成31年3月25日から施行し、同日以降に県要領第4の3に

規定する経営維持計画の承認を受けたものについて適用するものとする。

附則

この要領の改正は、令和２年４月１日から施行し、同日以降に県要領第４の３に規定する経営維持計画の承認を受けたものについて適用するものとする。

附則

この要領の改正は、令和３年４月１日から施行する。

附則

この要領の改正は、令和７年１２月２６日から施行する。

附則

この要領の改正は、令和８年１０月１日から施行する。

第1号様式

第 年 月 号
日

岐 阜 県 知 事 様

融資機関
住 所
名 称
代表者職氏名

岐阜県家畜疾病経営維持資金利子補給承認申請書

下記の岐阜県家畜疾病経営維持資金の貸付けについて、別添のとおり利子補給を受けたいので、承諾願います。

記

「経営資金貸付実行報告書（写）」のとおり

第 2 号様式

第 年 月 日

融 資 機 関 様

岐阜県知事 氏 名

岐阜県家畜疾病経営維持資金利子補給承諾書

年 月 日付け 第 号で申請のあった下記の岐阜県家畜疾病経営維持資金に係る利子補給については、承諾します。

記

借入者氏名・法人名	住 所	貸付額(千円)

以下「別 葉」

第 年 月 号
日

岐 阜 県 知 事 様

融資機関
住 所
名 称
代表者職氏名

岐阜県家畜疾病経営維持資金利子補給承諾変更等申請書

年 月 日付け 第 号で承諾のあった岐阜県家畜疾病経営維持
資金に係る利子補給の変更等について、下記のとおり申請します。

記

貸入者の住所	
貸入者の氏名	
変更項目	
変 更 前	
変 更 後	
変更理由	

- ※ 変更に関わる書類を添付すること。
- ・ 経営維持資金貸付実行状況等異動報告書（写）
 - ・ 経営資金借入者承認取消報告書（写） 等

第 4 号様式

第 年 月 号
日

融 資 機 関 様

岐阜県知事 氏 名

岐阜県家畜疾病経営維持資金利子補給承諾変更等承認書

年 月 日付け 第 号で申請のあった利子補給承諾変更等
申請書については、承認します。

第 5 号様式

第 年 月 号
日

岐 阜 県 知 事 様

融資機関
住 所
名 称
代表者職氏名

岐阜県家畜疾病経営維持資金利子補給金交付申請書

岐阜県家畜疾病経営維持資金に係る融資事業を次のとおり実施したので、利子補給金を交付されるように申請します。

記

- 1 利子補給金交付申請額 金 円
- 2 計算の基礎 別紙「利子補給金明細書」のとおり

岐阜県家畜疾病経営維持資金利子補給金明細書

融資機関名

年 期

[illegible]

第 7 号様式

第 年 月 号 日

岐 阜 県 知 事 様

融資機関
住 所
名 称
代表者職氏名

岐阜県家畜疾病経営維持資金利子補給金交付請求書

年 月 日付け 第 号により交付の決定を受けた利子補給金を請求します。

記

利子補給金交付請求額 金 円

発行責任者 :
担 当 者 :
連 絡 先 :